

## 現三田市民病院跡地活用事業者公募選定委員会 実施要領

## (趣旨)

この要領は、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第5条の規定に基づき設置する現三田市民病院跡地活用事業者公募選定委員会（以下「委員会」という。）による審議について必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、三田市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 前3号に掲げる者のほか、三田市長が特に必要があると認める者

前項の規定にかかわらず、三田市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

## (任期)

委員の任期は、令和7年6月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長の指名等)

三田市長は、委員の中から会長を指名する。

会長は、委員会の進行をつかさどる。

三田市長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

## (会議)

委員会は、座長が招集する。

委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

三田市長は、必要があると認めるときは、委員会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

「三田市情報公開条例第7条第5号 審議、検討又は協議に関する情報」に該当するため非公開とする。

(三田市情報公開条例第7条第5号を一部抜粋)

(5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(審議事項)

- (1) 現三田市民病院の跡地活用事業者公募要件
- (2) 現三田市民病院の跡地活用事業者公募選定

(開催時期・内容〈予定〉)

回数	時期	内容
第1回	令和6年8月	実施方針及び選定基準の検討
第2回	令和6年11月	募集要項の策定
第3回	令和7年4月	書類審査
第4回	令和7年5月	プレゼンテーション審査・事業者選定